

○紀美野町子ども医療費支給条例

平成18年1月1日

条例第100号

改正 平成19年3月26日条例第8号

平成22年3月17日条例第9号

平成26年3月14日条例第22号

平成27年6月23日条例第27号

平成28年3月25日条例第10号

(一部未施行)

(目的)

第1条 この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 出生した日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(以下「高校生等」という。)。ただし、婚姻している者は除く。

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母
- (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持している者

3 この条例において「医療保険各法」とは、規則で定める法律をいう。

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法の規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法に規定する医療に関する保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所又は薬局その他のものをいう。

(対象者)

第3条 この条例による子ども医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、町の区域内に住所を有する子どもの保護者とする。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療の全額を負担される者
- (2) 紀美野町重度心身障害者医療費助成条例(平成18年紀美野町条例第105号)の規定により医療費の助成を受けることができる者
- (3) 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例(平成18年紀美野町条例第101号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(支給額)

第4条 対象者に支給する医療費の額は、一部負担金の額(現に負担した額を超えない額とする。)とする。ただし、医療保険各法に基づく保険者が定款等により被保険者の家族に対し付加給付を支給する定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合における子どもの医療費の支給額は、この条例により支給する医療費からその額を除くものとする。

(支給制限)

第5条 医療費の支給事由が次の各号のいずれかに該当していると認められた場合は、支給額の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、若しくは負傷したとき。
- (2) 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり負傷したとき。
- (3) 負傷又は疾病が第三者の行為によって生じたとき。
- (4) 保険診療でないと認められたとき。

(受給資格の登録)

第6条 この条例による対象者(高校生等の保護者は除く。)は、規則で定めるところにより受給資格の登録をしなければならない。

- 2 前項の規定により受給資格があると認められたときは、子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。
- 3 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、和歌山県内の医療機関等で診療を受ける際に受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第7条 第4条に定める医療費の支給は、対象者の支給申請に基づき行うものとする。ただ

し、受給者が和歌山県内の医療機関等で受給者証を提示し診療を受けた場合、町長は対象者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

(届出義務)

第8条 受給者は規則で定める事項について変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為によって、この条例による医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、支給事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による医療費を支給した場合において、支給を受けた者が第三者より損害賠償の支払いを受けたときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の野上町乳幼児医療費支給条例(昭和48年野上町条例第17号)又は美里町乳幼児等医療費支給条例(昭和48年美里町条例第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月26日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の紀美野町乳幼児等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月17日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の紀美野町子ども医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月14日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月23日条例第27号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の紀美野町子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費及び支給対象要件に該当する者について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費及び支給対象要件に該当する者については、なお従前の例による。

○紀美野町子ども医療費支給条例施行規則

平成18年1月1日

規則第57号

改正 平成19年3月30日規則第23号

平成22年3月31日規則第9号

平成26年3月20日規則第9号

平成27年12月28日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀美野町子ども医療費支給条例(平成18年紀美野町条例第100号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第3項に規定する医療保険各法とは、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (5) 国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(受給者登録申請書)

第3条 条例第6条第1項の規定による受給資格の登録の申請は、子ども医療費受給者登録申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 条例第2条第2項に規定する保護者の前年分(1月から7月までの申請の場合は、前々々年分)の所得状況又は課税状況を明らかにすることができる市町村長が証明した書類
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であることを明らかにすることができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(費用の算定方法)

第4条 条例第4条の医療費の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)による。

(受給期間)

第5条 受給期間は、受給資格要件を満たすことになった日から受給資格要件を欠くに至った日の前日までとする。

(受給者証)

第6条 条例第6条第2項に規定する受給者証の様式は、様式第2号とする。

(支給申請書の様式)

第7条 条例第7条第1項の規定による申請は、医療費支給申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。支給決定通知書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 医療機関の発行する領収書
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(届出事項等)

第8条 条例第8条に規定する事項は、次のとおりとし、同条による届出は、福祉医療受給資格取得(変更・喪失)届書(様式第5号)に受給者証を添付して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 保険証(組合員証)の記載事項
- (4) その他

(再交付)

第9条 受給者証を破損し、又は亡失したときは、医療受給者証再交付申請書(様式第6号)により町長に再交付を申請するものとする。

(受給者証の返還)

第10条 受給者が資格を喪失したときは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

(関係簿冊)

第11条 町は、この事務を適正に行うため次の簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 子ども医療費受給者証発行簿
- (2) 子ども医療費支給台帳

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の野上町乳幼児医療費支給条例施行規則(平成7年野上町規則第5号)又は美里町乳幼児医療費支給条例施行規則(昭和49年美里町規則第5号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の紀美野町乳幼児等医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月31日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の紀美野町子ども医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月20日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に、改正前の紀美野町子ども医療費支給条例施行規則の規定による様式により行われた受給者登録申請は、同日以後は、改正後の紀美野町子ども医療費支給条例施行規則の規定による様式により行われたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

子ども医療費受給者登録申請書

対象者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	個人番号			
	住所	紀美野町		
保護者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	個人番号			対象者との続柄
	住所			
	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	個人番号			対象者との続柄
	住所			
加入医療保険	被保険者名		対象者との続柄	
	記号番号			
	保険者			
	所在地			
	認定年月日	平成 年 月 日	付加給付	無 ・ 有
<p>対象者について該当するものに○を付けてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている。 身体障害者手帳（1・2・3級）の交付を受けている。 療育手帳A1・A2の認定を受けている。 特別児童扶養手当1級の要件児童である。 他の医療費助成制度により医療費補助を受けている。 （制度名 全額・一部） 上記に該当するものはない。 				
<p>上記のとおり、子ども医療費受給者の登録申請を行います。 なお、子ども医療費受給資格審査のため、当該事務担当者が課税情報等を公簿により確認することに同意します。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話番号</p> <p>紀美野町長 様</p>				

決裁	主管課長	係	受給資格取得日
			平成 年 月 日 (出生・転入)

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

(表)

必ず健康保険証を添えて窓口へ

子ども医療費受給資格証

負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	
発行機関名及び印	和歌山県海草郡紀美野町 紀美野町長 印
交付年月日	

(他府県では使用できません)

(裏)

注 意 事 項

1. この証は、紀美野町子ども医療費支給条例により医療費の支給を受けることの証ですから大切にしてください。
2. 診療を受けるときは、医保保険証に添えて医療機関等の窓口はこの証を提示してください。
3. 医療費の支給申請は、医療機関等の領収書、印鑑、振込先の預金通帳等を持参の上、紀美野町住民課で行なってください。
4. この証の記載事項に変更があったときは、すみやかに届出てください。
5. 加入している医療保険制度や登録事項に変更があったときは、すみやかに届出てください。
6. 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出するとき、その他受給資格に該当しなくなったときは、すみやかにこの証を返還してください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

(お問い合わせは、紀美野町住民課 TEL489-5903)

様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

決 裁	課 長	係

医療費支給申請書

受 給 者	受給者番号		受給区分								
	氏名		医療保険 記号番号								
	生年月日	年 月 日	負担割合 その他								
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>申請金額</td> <td>金</td> <td>円也</td> </tr> </table>					申請金額	金	円也				
申請金額	金	円也									
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> 申請人 住所 紀美野町 氏名 印 (電話) </p> <p>紀美野町長 様</p>											
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>支給決定額</td> <td></td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>					支給決定額		万	千	百	十	円
支給決定額		万	千	百	十	円					
備考	<p>医療費振込先</p> <p>金融機関名 銀行・農協・信金 支店</p> <p>口座番号 フリガナ 口座名義</p>										

様式第5号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

福 祉 医 療
受給資格取得(変更・喪失)届書

課 長	係

	新 規 ・ 変 更 後	変 更 前	事 由
受給者番号	—	—	1 新 規 <input type="checkbox"/> 年齢に到達()
(ふりがな) 氏 名	男 女		<input type="checkbox"/> 障害等該当 <input type="checkbox"/> 離婚等 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他
生年月日	年 月 日		
住 所	紀美野町		上記の事由発生年月日 (. .)
医療保険の 加入 状 況	(被保険者、組合員又は世帯主の氏名)		2 変 更 <input type="checkbox"/> 氏名の変更 <input type="checkbox"/> 町内の転居 <input type="checkbox"/> 医療保険加入状況の変更 <input type="checkbox"/> その他
	(被保険者、組合員又は世帯主の住所)		
	(被保険者、組合員又は世帯主の記号 番号)		上記の事由発生年月日 (. .)
	(被保険者、組合員又は世帯主との続 柄)		
	(保険者の名称他)		
	(保険者番号)		3 喪 失 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 他市町村へ転出 <input type="checkbox"/> 医療保険加入者資格の喪 失
障害の状況	(身障手帳等の別)		<input type="checkbox"/> 喪失年齢に到達() 老人保健適用 その他()
その他			上記の事由発生年月日 (. .)
上記のとおり関係書類を添えて届出いたします。 年 月 日			
紀美野町長 様		住 所 紀美野町 氏 名 電 話	㊟

事 務 処 理			電算異動	証 回 収
見 出 簿	台 帳	異 動 簿		

様式第6号(第9条関係)

様式第6号(第9条関係)

子ども医療受給者証再交付申請書

紀美野町長 様

年 月 日

住所 紀美野町
申請者
氏名 印

下記事由により、受給者証を再交付されたく申請します。
なお、紛失した受給者証を発見した場合は直ちに返還します。

記

再交付申請の事由

- ① 紛失 ② 破損 ③ 盗難 ④ その他()
場所
① 自宅 ② 不明 ③ その他()